

野田市景観計画の運用がスタート

～事前協議・届出による良好な景観の形成へ～

野田市は、魅力と潤いある景観の形成に取り組むため、平成23年12月1日に景観行政団体に移行し、令和7年7月1日より景観法に基づく野田市景観計画の運用をスタートいたします。

以下の場合、景観法に基づく届出及び野田市景観条例に基づく事前協議等が必要となります。

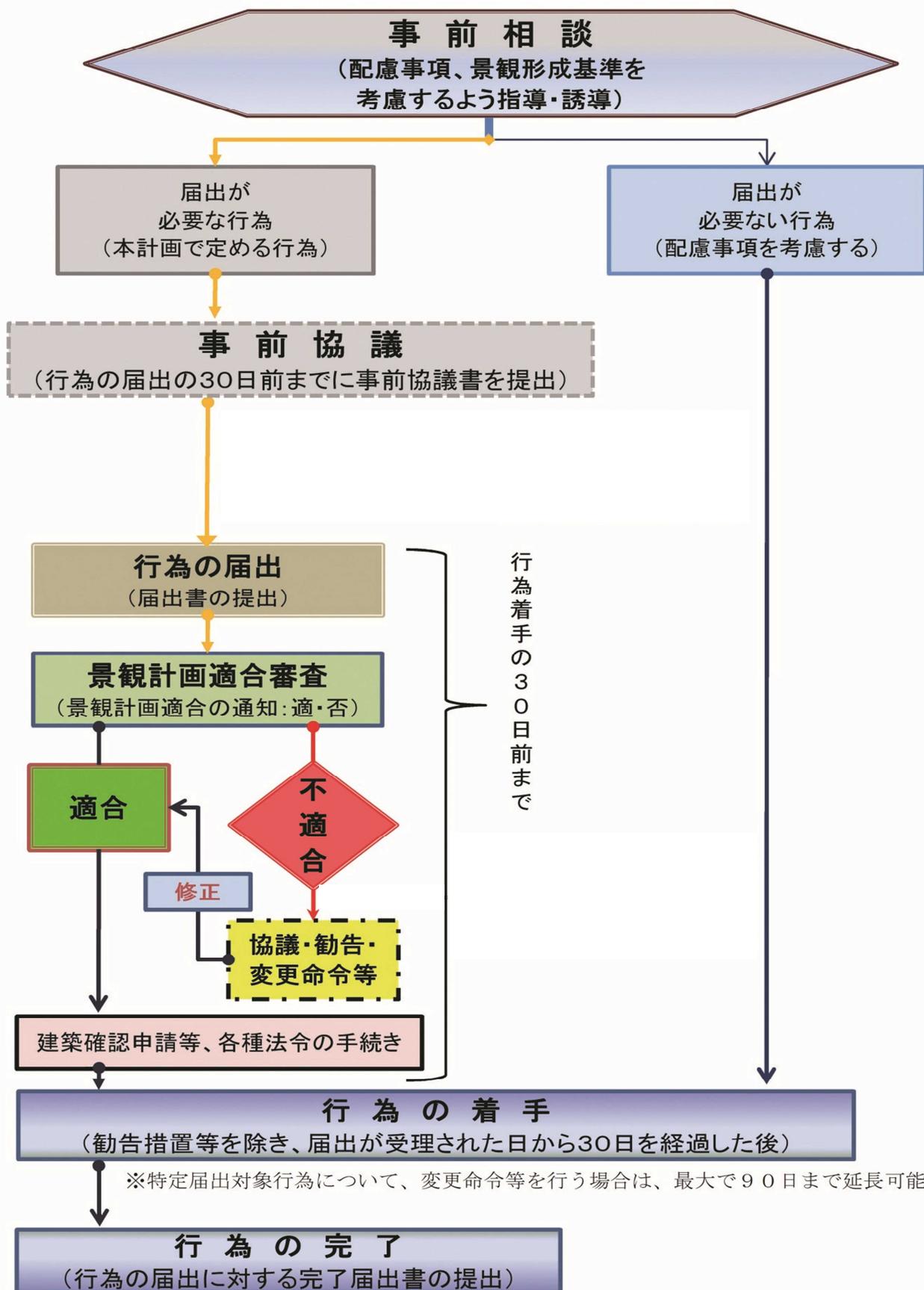
対象行為	対象規模
建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更（建築物の建築等）	・地盤面からの高さが10mを超える建築物 ・建築面積が1,000㎡を超える建築物
工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更（工作物の建設等）	・地盤面からの高さが10mを超える工作物
開発行為	・都市計画法第4条第12項に規定する開発行為で、開発区域の面積が3,000㎡以上のもの（住宅開発は除く。）
木竹の植栽又は伐採	・伐採面積が1,000㎡以上のもの（市街化区域は除く。）

届出の対象外となる行為

- ①文化財保護法や屋外広告物条例などの他法令が適用される行為
- ②通常の管理行為、軽易な行為その他の行為
 - ・地下に設ける建築物の建築等又は工作物の建設等
 - ・仮設の工作物の建設等
 - ・法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為
 - ・非常災害のため必要な応急措置として行う行為

※良好な景観の形成には、市、事業者、市民の皆様が協働して取り組むことが重要となります。届出対象外の行為につきましても、野田市景観計画に定める方針や、景観形成基準への配慮をお願いいたします。

●行為の届出の流れ（指導・審査・勧告・変更命令等）●



問合せ

都市部 都市計画課 計画係

〒278-8550 千葉県野田市鶴奉7番地の1

電話:04-7123-1193